

申請をお忘れなく



こども・妊産婦・ひとり親家庭・重度心身障害者

医療費助成制度

▷こども・妊産婦・ひとり親家庭
＝児童家庭課・☎202149

▷重度心身障害者
＝障がい福祉課・☎202169

①まずは登録

▽下表に従って登録し、資格(者)証の交付を受ける

医療機関にかかったら

②申請書の作成

▽医療機関、薬局ごとに作成し押印
▽同じ医療機関で加入保険に変更なければ、1枚で最大6カ月分まとめて申請可

③領収書の添付

▽受診日、患者名、医療機関名、保険点数、負担割合などが明記されたもの
▽医療機関の証明でも可
▽同月のものは一度にまとめて、クリップでとめて

④申請書類の提出

▽各担当課が各公民館(織姫・助戸を除く)に持参
▽切手不要の専用封筒で各担当課に郵送も可

⑤助成金の振込

▽毎月25日(土・日曜日、祝日の場合は翌営業日)までの申請で翌月16日頃指定口座へ

●助成金振込口座に『貯蓄預金』は利用不可。

●封筒は市役所、各公民館(織姫・助戸を除く)、行政SCサービスセンターにあり。

●窓口申請のみコピーでも可。原本も持参。郵送の場合は必ず原本。

●申請書は市役所、各公民館(織姫・助戸を除く)、行政SCサービスセンターにあるほか、市ホームページで入手可。

種類	対象者・対象期間	登録に必要なもの	登録場所
こども医療	<p>対象 中学3年生(満15歳の3月末)までの子ども</p> <p>期間 子どもの出生日または転入日から満15歳の3月末まで</p> <p>助成方法 ▷県内の医療機関＝窓口での保険診療分の負担なし…★ ▷県外の医療機関＝上記の申請が必要</p>	<p>①子どもの名前が記載された健康保険証(出生届出時は扶養予定の方の健康保険証)</p> <p>②保護者名義の預金通帳</p> <p>③印鑑</p>	<p>児童家庭課 各公民館 (織姫・助戸を除く)</p>
妊産婦医療	<p>対象 母子健康手帳の交付を受けた妊産婦</p> <p>期間 母子健康手帳の交付を受けた月の初日または転入日から出産(流産・死産)した月の翌月末まで</p> <p>※母子健康手帳の交付を受ける前の、妊娠に起因する疾病(流産を含む)も対象(医療機関の証明が必要)。</p>	<p>①健康保険証</p> <p>②母子健康手帳</p> <p>③対象者名義の預金通帳</p> <p>④印鑑</p>	<p>児童家庭課 保健センター 各公民館 (織姫・助戸を除く)</p>
ひとり親家庭医療	<p>対象 ▷満18歳の3月末までの子どもを養育している配偶者のいない方およびその子ども(配偶者がいても一定の障がいがある場合などは対象) ▷両親がいないため両親以外の方に養育されている満18歳の3月末までの子どもおよびその保護者</p> <p>期間 事実発生日(死別、離婚など)または交付申請した月の初日から子どもが満18歳の3月末まで</p> <p>※所得制限があり、毎年8月に資格の更新があります。</p>	<p>①健康保険証</p> <p>②児童扶養手当証書または遺族年金証書(いずれも該当しない方は、全部(個人)事項証明書)</p> <p>③養育者名義の預金通帳</p> <p>④印鑑</p>	<p>児童家庭課</p>
重度心身障害者医療	<p>対象 ▷身体障害者手帳1・2級の方 ▷療育手帳A1・A2の方 ▷身体障害者手帳3・4級で知能指数50以下の重複障がいの方 ▷知能指数35以下の方</p> <p>期間 登録申請した月の初日から</p>	<p>①健康保険証</p> <p>②身体障害者手帳または療育手帳(市診断書でも可)</p> <p>③対象者名義の預金通帳</p> <p>④印鑑</p>	<p>障がい福祉課</p>

★…医療機関を受診の際、未就学児はベージュ色、小～中学生までは白色のこども医療費受給資格証を使用してください。令和3年4月に小学校に入学される方には白色の受給資格証を3月下旬頃にお送りします。

医療費助成制度の続き

申請期限

▼ 診療を受けた月の翌月初日～1年間
 (例) 令和3年3月受診分は4月1日から令和4年3月31日までに申請

自己負担額

▼ 薬局を除く1医療機関(入院・外来別、医科・歯科別)あたり月額500円
 ※ 重度心身障がい者で市民税非課税世帯は、申請により自己負担が免除されます。
 ※ 中学3年生(満15歳の3月末)までの子どもは自己負担がありません。

ほかの給付がある場合

▼ 高額療養費や付加給付などほかの制度で支給される金額がある場合は、その額を差し引いた額になります。
 ※ 『限度額適用認定証』を利用して支払いをした場合は、認定証のコピーを領収書と一緒に添付してください。



ご確認を

▼ 65～74歳までの重度心身障害者医療受給者で、後期高齢者医療制度以外の保険加入者は、医療費総額の1割相当を上限に助成します。

★健康保険証の変更手続きを

加入保険の内容や、資格者が異動したときなど変更があった場合には、必ず届け出てください。

★市外に転出すると受給資格

がなくなり、速やかに受給資格(者)証を返還してください。



家計にも、まちにもやさしい 適正受診にご協力を

- かかりつけ医を持ちましょう。
- 重複受診はやめましょう。
- 緊急時以外、時間外診療は控えましょう。休日や夜間の急な病気で心配なときは10ページに記載の電話相談窓口をご活用ください。

忘れていませんか？ 助成が受けられる予防接種

健康増進課・☎24513

接種期限 **3月31日(水)まで**

▶ 高齢者肺炎球菌予防接種

対 令和2年度の『肺炎球菌接種助成券』が送付された方で、これまでに自費を含めて1度も接種したことがない方

※ 接種費用の助成は生涯1回のみ。

※ 接種期限を過ぎると助成は受けられません。

▶ 風しんの抗体検査・予防接種

対 昭和37年4月2日から54年4月1日の間に生まれた、これまで抗体検査を受けていない男性や、抗体検査を受けた結果、十分な量の風しん抗体がないことが判明したが、まだ予防接種が済んでいない男性



あの日あの時のまち、ひと、しぜん

懐かし写真館 『MINANE☆足利』

秘書広報課・☎202107

市内で撮影された古い写真を本紙に掲載する不定期企画。今回は『市制40周年を記念して開催した子供みこしパレード』の写真です！



▲昭和36(1961)年撮影。